

## 令和3年第1回 蕨市国民健康保険運営協議会会議録

■日 時 令和3年2月4日（木） 午後3時～午後5時

■場 所 市役所（仮設庁舎）4階 委員会室

■出席者（敬称略）

委 員 植田富美子（会長）、田村明人（会長代理）、山脇紀子、加山千恵子、先崎 隆、  
今野彰比古、本吉義博

頼高英雄市長

事務局 阿部泰洋（市民生活部長）、藤野聡雄（納税推進室長）、  
大山麻美子（医療保険課長）、加藤晶大（医療保険課長補佐）、  
平井典子（医療保険課係長）、三井莉永（医療保険課主事）

■次 第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 市長挨拶
4. 審議事項
  - (1) 議案第1号 蕨市国民健康保険税条例の一部改正（案）について
  - (2) 議案第2号 令和2年度蕨市国民健康保険特別会計補正予算（案）について
  - (3) 議案第3号 令和3年度蕨市国民健康保険特別会計予算（案）について
  - (4) その他
5. 閉会

■内 容

【1. 開会】

【2. 会長挨拶】

各委員には、当協議会に出席いただき感謝申し上げます。

今年度の埼玉県国保協議会の会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催といった状況が続いている。そのような中で本日の会議は、国民健康保険税条例の改正や令和3年度当初予算など、多岐にわたって説明する必要があるため開催とした。この状況が続く中で、どのような対策を取っていくのか皆様と貴重な意見を交えることを期待している。

### 【3. 市長挨拶】

国保運営協議会委員の皆様には日頃から国保の円滑な運営にご尽力いただき、感謝申し上げます。

昨年 8 月に植田会長が、国保中央会より長年の国保運営発展への功績により、特別功労者として表彰された。今後も引き続きお力添えいただくようお願い申し上げます。

年末から年始にかけて、新型コロナウイルス感染症の感染者が急増しており、1 月 7 日に 2 度目となる緊急事態宣言が発令され、蕨市においても、不要不急である外出の制限、飲食店には午後 8 時までの営業など、多くのご協力をいただいている。市のイベントも、中止もしくは延期としており、75 回目である成年式の準備も進めていたが、今秋へ延期したところである。国保においても、減収した方への国保税の減免や、傷病手当金の創設など対応をしている。

緊急事態宣言は 3 月 7 日までに 1 か月延長となったが、今まで蕨市では、第 1 弾から 4 弾までの対策として、水道基本料金の 4 か月無料化や、小規模企業者への応援金など取り組んできたが、先日第 5 弾の対策として、昨今高齢者等が多く入居する施設での集団感染が問題となっているため、市内に約 20 施設ある高齢者・障害者施設の従事者に対する PCR 検査を、無料で 2 月に 1 回、3 月に 1 回の計 2 回実施することとした。

併せて、コロナが続く中で各家庭の経済状況も厳しく、全世帯の家計を応援し、市内商店街を活性化させるため、全市民に市内で利用できる 3,000 円の電子商品券を配布する事業を計画している。

ワクチン接種では、事務作業等は市町村が担うこととなり、市役所内にも 14 名からなるプロジェクトチームを発足した。今後、接種場所を医療機関のみならず、集団接種も視野に入れた受け入れ体制の検討など、円滑に進めるために全力で準備を進めている。

本日の協議会では、国保税条例の一部改正や、令和 2 年度の国保会計の補正予算、令和 3 年度の当初予算について審議事項としている。当初予算では、歳入において被保険者数の減や、コロナの影響による収入の減により、国保税が 5,500 万ほど減少する見込みである。一方、歳出においては、納付金が約 1 億 1,400 万円増加したため、その他一般会計繰入金が増加せざるを得ない状況となっている。

特定健診では、受診率向上を目標としているため、今年度は期間の延長や、早期受診者への T シャツのプレゼント、ショートメールによる勧奨を行うなど取り組んできたところであり、新年度も様々な方向から取り組んでいきたい。

国保は今後も市民の健康を守る大変大事な制度であり、円滑に運営していくため、引き続き本日の協議を含めてお力添えを心からお願い申し上げます。

### 【4. 審議事項】

#### (1) 議案第 1 号 蕨市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

上記のことについて事務局から説明した。

（「資料 1 国民健康保険税の税率改正（案）」参照）

次のとおり質疑応答を行い、議案第1号資料のとおりとすることで了承された。

委員： 市外の山林を保有していた場合はどうなるか。

事務局： 当該土地等の所在市町村で低未利用土地と認定された場合は、すべて該当となる。

(2) 議案第2号 令和2年度蕨市国民健康保険特別会計補正予算(案)について  
上記のことについて事務局から説明した。

(「資料2 令和2年度 蕨市国民健康保険特別会計補正予算(案)」参照)  
次のとおり質疑応答を行い、議案第2号資料のとおりとすることで了承された。

委員： 人件費が800万削減している理由は何か。また、今回その他一般会計繰入金  
金が700万の減額だが、最終的にいくらになるか。

事務局： 人件費については、職員構成に変化があり、若年化したことによるものと  
期末手当の引き下げにより減少している。  
その他一般会計繰入金については、税収等が明確ではないため正確な金額  
は不明だが、補正後の予算よりは下がる見込みである。

委員： 予算上ではいくらか。

事務局： 予算上では4億8,042万9千円である。

(3) 議案第3号 令和3年度蕨市国民健康保険特別会計予算(案)について  
上記のことについて事務局から説明した。

(「資料3 令和3年度 蕨市国民健康保険特別会計予算(案)」、「令和3年度 蕨  
市国民健康保険特別会計予算(案)概要版」、「令和3年度 当初予算(案)について  
(国保特別会計)」参照)  
次のとおり質疑応答を行い、議案第3号資料のとおりとすることで了承された。

委員： 保険税は、新型コロナウイルス感染症により収入減とのことだが、令和3  
年度もコロナによる減免制度を継続する予定はあるか。令和2年度の実績  
も踏まえて教えてほしい。

事務局： 減免については、令和2年度は約4,000万円の実績があるが、国から10分の10の財政支援がある中で実施したため、令和3年度は、国の財政支援なしに実施することは難しいと考える。

委員： 減免において、コロナによる収入減少というのは、令和元年分と比較して減少したということか。

事務局： はい。減免は令和元年分と比較し、令和2年分の収入が3割以上減少見込の場合のみ対象であり、2割、1割減少した場合には対象外となる。

委員： 傷病手当金の対象期間は令和3年3月31日までとのことだが、令和3年度以降も支給は可能か。

事務局： 令和3年度予算としては令和3年3月31日までに病院に受診した方に、4月以降遡及して支給するものを想定しているが、現時点で期限を2回延長しているため、今後も延長されるのではないかと考えている。

委員： 特定健診において、受診率向上対策の一つとして情報提供の医療機関を県内から全国へとあるが、全国各地で受診したものを反映していくということか。

事務局： 未受診の方を想定した対策で、全国どの病院でも特定健診に代わる検査を受診した方が情報提供をすると、特定健診を受診したとみなす事業である。令和元年度までは埼玉県内の医療機関のみだったが、令和2年度からは全国の病院で可能となる。

委員： 40～50代は受診率が低いと思われるが、今後の周知方法に変更はあるか。

事務局： 令和3年度から新しい試みとして、39歳の方を対象に事前に健診のお知らせを送付する予定である。

委員： 税収が減少とのことだが、一般会計繰入金はいくらか。

事務局： 一般会計繰入金総額は、約10億6,100万円で、そのうちその他一般会計繰入金は、約6億4,400万円である。

委員： 被保険者数の減少理由は、後期高齢者の被保険者数が増えているからか。

事務局： はい。

(4) その他について

・埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)及び赤字削減・解消計画の変更について  
(「(資料1)埼玉県国保運営方針(第2期)について」参照)

上記のことについて事務局から説明し、その後、次のとおり質疑応答を行った。

委員： 運営方針は3年ごとに見直しをしなければならないのか。

事務局： はい。

委員： コロナ禍で収納率向上は大変だと思うが、来年度はどう想定しているか。

事務局： 資料の数値は昨年12月末時点であり、現年度分と滞納繰越分の合計では、昨年と同水準の収納率は保っている。ただ、取り組みを強化しながらもこの数字であるため、コロナの影響かは一概には分からないところである。

委員： 特定保健指導の実施率向上と掲げているが、例年向上しているか。

事務局： 平成30年度まで実施率は増加していたが、令和元年度は減少した。令和3年度は、委託に切り替えてきめ細やかな指導を行っていかうと考えている。

・蕨市国民健康保険 第1期データヘルス計画の中間評価について  
(「(資料2)蕨市国民健康保険 第1期データヘルス計画 中間報告概要版」参照)  
上記のことについて事務局から説明し、その後、次のとおり質疑応答を行った。

委員： 特定保健指導の委託会社はどこか。指導方法についても分かる範囲で教えてほしい。

事務局： 現在実施しているのは保健センターだが、令和3年度からは、県内の実施先行市を参考にして入札により決める予定である。指導方法は、複数回の架電による細やかな指導等を考えている。

・新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免及び傷病手当金の支給状況について

(「(資料 3)新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免及び傷病手当金の支給状況について」参照)

上記のことについて事務局から説明し、その後、次のとおり質疑応答を行った。

委員： 却下件数というのは、申請をしたけれども非該当ということか。

事務局： はい。条件である令和2年中の収入を令和元年と比較し、減少率が3割に満たない世帯を却下としている。

委員： 新年度方針は、国から減免について通知などはあるか。

事務局： 現時点ではない。

委員： 蕨市単独として減免等を実施する予定はあるか。

事務局： 税収の減少等もあり、市単独で実施することは厳しい。

委員： 減免制度の継続について、国に呼びかけや意見することはあるか。

事務局： 機会があれば意見していく。

## 【5. 閉会】

本日の議題については全て終了した。以上をもって、本日の「蕨市国民健康保険運営協議会」を閉会する。

以上